

## 令和2年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆11番（浅沼美弥子） 皆さん、こんにちは。11番、公明党、浅沼美弥子でございます。通告に従い、一問一答にて質問を行わせていただきます。

1、健康寿命の延伸という観点から3項目伺ってまいります。

初めに、（1）、国民健康保険の保険者努力支援制度について。保険者努力支援制度は、地域での病気、介護予防や健康づくりなどの実績によって自治体に交付金が配分される制度です。国は、2020年度、この自治体交付金を2019年度比50%増という異例の増額を予定しているとのことでございます。介護や病気の予防促進施策を社会保障改革の柱と位置づけた取組であると認識しております。そこで、市も病気や介護予防施策のさらなる拡充に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

①、この保険者努力支援制度の概要を伺います。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

保険者努力支援制度につきましては、被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力、これら3つの観点で保険者が行う事業を客観的な指標で評価をいたしまして、支援金を交付することで保険者の取組を支援する国の制度でございます。市では様々な取組を行っておりますが、それらを指標に合わせて評価したときに、国の基準に達していれば加点となり、その部分について交付金が交付されるといったものでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） この2020年度、どのようにこの制度が変更されると認識されておりますでしょうか。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

保険者努力支援制度で変更があった主なものを申し上げますと、特定健康診査の受診率が基準値以下となっている場合にマイナスとなる評価が新たに設定されたこと、ジェネリック医薬品の使用割合が国の目標値を超えている場合に加点される評価が増設されたことなどがございまして、全体といたしましては、めり張りをつけた評価形態になったものでございます。

◆11番（浅沼美弥子） それでは、②、当市が取り組んでいる対象事業を伺います。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

国が評価する対象事業は、大きな分類で12項目ございまして、それぞれに細かな指標がございます。この中で当市が取り組んでいる主なものを申し上げますと、特定健康診査の受診率向上のための受診勧奨や健診結果に基づく特定保健指導の実施、また重複服薬者への保健指導、ジェネリック医薬品の使用促進、さらにレセプト点検等による給付の適正化及び保険税の収納対策等を対象事業として行っているところでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 今お答えいただきました。様々な事業が、項目があり、それに一つ一つ点数づけがなされておりました。今お答えいただいたものを市が行っているという

ことですが、この市の取組事業に対する評価というのはどのようになっておりますでしょうか。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

初めに、令和元年度に評価を受けました県内市町村における評価点の平均点につきまして申し上げますと、493点となっております。当市の評価点につきましては369点でございます。県内得点順位では、54市町村中で50位という状況でございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 大変に残念な数値だと思います。ゆゆしき事態なのではないかという認識なのですが、やっぱりその認識は共有されておりますでしょうか。

そこで伺いたいのなのですが、③、実績から見る課題はということでお答えいただくと思ったのですが、先週の会派代表質問で関連した質問が色々出ております。その中で印西市の課題というものが明快に見えてきたというのはみんな一致するところだと思います。例えば健康診断の受診率であったり、また医療費の1人当たりの高額になっているということ、それが明快に分かりました。そして、その課題に対するお答えにつきましても会派代表質問の中でそれなりのお答えが出ました。例えばナッジ理論を使いました受診勧奨をお答えいただきましたし、そういった意味では課題とどういうふうに取り組んでいくのかは先週の会派代表質問で聞いたとおりだと認識をしているところでございます。

そこで、③は、そういうことで課題が明確になりましたので、質問しません。そして、その対応につきましても明快にお答えしていただいておりますので、質問しません。

そこで、④に移っていききたいと思うのですが、これまでの会派代表質問でも多少工夫をした取組を行っていくというような答弁がございましたが、抜本的にこの健康の問題、しっかりと取り組んでいく何か新たなものというものができてこなかったように思うのです。それで、市長の選挙公約にもこの健康というのは柱になっているという答弁がやっぱりございました。もっともっと印西市しっかりとこの健康、住んでいるだけで健康になれるまちを目指しているのですから、この残念な数値からいったら、とてもそんな、住んでいるだけで健康になれませんよ。反対ですね。これは何とかしなければいけないと非常に危機意識を持っております。本当に私個人といたしましては、健康危機管理室みたいのを持って、もういろんな課を横断してしっかりと取り組んでいただきたいぐらいの思いでおります。

そこで、それは質問しませんので。そこで、新年度、この保険者努力支援制度の中にはこれまで印西市が取り組んでこなかった項目も幾つもございますし、先ほど昨年度との違いをご答弁いただきましたけれども、悪く言えば、きれいな言葉でご答弁いただきましたけれども、めり張りという言葉でご答弁いただきましたけれども、あめとむちと言ってもいいかと思えます。それと同時に、いろんな自治体でみんながやっていることについては点数がちょっと低くなって、やっぱり新たなことをもう挑戦しているというところに高い点数が配分されていると言ってもいいのではないかなと私は感じました。

そこで、これまでこの議会で提案させていただきました健康ポイント制度なのですが、これも市民の健康に対する活動なり、そういったものにインセンティブを与えるということで、この健康ポイント制度なんかはこの項目の中に入っております。以前に取り上げたときに、職員の方から、こういう健康ポイント制度みたいなものは、全国的に見ても、県がやって、それで市町村に広げていくみたいなのが非常に多くなっております。千葉県でもやってくればいいのにねというようなお言葉を頂きましたので、公明党、ネットワーク政党ですので、県議のほうにも伝えまして、公明党の県議団、しっかりとこの健康ポイント制度についても取り上げていただいております。その結果、この4月からの新年度新規事業に県民の健康づくりを推進するため元気千葉健康チャレンジポイント事業というのを新たに予算を、少しですけれども、計上して取り組み始めるということをしております。そこで、健康づくりに取り組む市民に対してインセンティブを付与する取組に高い得点もつけられることですし、このポイント制度を取り込む考えはないかと伺います。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

保険者努力支援制度への対応といたしまして、まず第一義的には今当市が持ちます一つ一つの課題に対しまして事業の充実化を図っていくこと、これがまず重要と考えております。そういった中で、今ご提案のございましたポイント得点、インセンティブの取組につきましては、国が示しておる中でそういった各種指標もございまして、そういった指標の中で当市にとって有効な手法について今後調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 先ほど残念な数字と言いましたけれども、それも含めましてこの制度の点数とか、あるいは今回ダブるので質問しませんでしたけれども、先週会派代表質問で明確になった数値とか、そういったものをしっかりと市民の方にやっぱり公表していただきたいと思います。というのは、私たちにとってこういった問題は国保税にも関わってくる問題ですし、やっぱり市民の皆様との協力も必要だと思うのです。ですから、そういった意味で分かりやすく結果を公表していただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎市民部長（岩崎博司） お答えをいたします。

各事業の取組につきましては、広報や市ホームページ等によりましてお知らせをし、周知を図っているところでございます。また、このような取組の結果につきましても、受診啓発の広報等の機会を通じて行っていくなど、結果の公表につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

◆11番（浅沼美弥子） それでは、（2）に移ります。

フレイル健診についてです。厚生労働省は、2020年度から75歳以上を対象に新たにフレイル健診を行います。フレイルは、虚弱という意味の英語、フレイルティを基にした造語で、2014年に日本老年医学会が提唱しました。高齢になると筋力が落ちたり、食が細くなったりするため、健診でフレイルを早期発見し、重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につ

なげようとするものです。新たに質問票を作成し、市町村での健診や通いの場、またかかりつけ医での受診の際に活用するとしています。検診結果を基に保健師や管理栄養士からのきめ細かな助言や社会参加を促す取組が期待されるのですが、当市ではフレイルに特化した初めての健診についてどのように対応なさるのでしょうか。

①、フレイル健診の内容について伺います。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

フレイル健診につきましては、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインにおいて、厚生労働省が後期高齢者の保険者であります後期高齢者医療広域連合を通じて市町村に事業を委託し、市町村は保健、健康、福祉の部門が連携し、広域連合の支援の下で事業を行うものと示されております。

フレイル健診では、健康診査の際に特定健診に準じて標準的な質問票としていたものを、75歳以上の高齢者に対しては、きめ細やかな支援を行うことができるよう、新たな質問票を令和2年度より活用するものでございます。この新たな質問票の項目につきましては、高齢者の特性を踏まえ、健康状態を総合的に把握する目的から、1日3食をきちんと食べているか、歩く速度が遅くなったか、家族や友人とのつき合いがあるかなど15の質問で構成されておまして、心と体の健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動、転倒の状況、認知機能、喫煙の状況、社会参加の状況、ソーシャルサポートの10種の類型に整理されてございます。また、この質問票を活用することにより、介護予防・日常生活支援総合事業における通いの場、医療機関等、様々な場面で健康状態の評価が実施され、フレイル予防につながることを期待されているものでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） それでは、②、健診の実施方法について伺います。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

健診の実施方法といたしましては、これまでの健診の方法と同様に行うものでございまして、毎年75歳以上の対象者に新しい質問票と併せて健診のご案内をすることとなります。健診の種類につきましては、かかりつけ医で行う個別健診と、保健センター、コミュニティセンターなどで行う集団健診がございます。なお、期間といたしましては、集団健診については6月、7月、個別健診については6月から10月まで予定しているところでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） フレイル健診を実際受ける人というのはどのぐらいになるのでしょうか。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

平成30年度の健診実績を参考にいたしまして申し上げますと、フレイル健診の対象となる75歳以上の後期高齢者の人数は8,484人ございましたが、介護施設に入所している方や、6か月以上継続して入院している方等、合計で252人を除外してございます。また、受診率につきましては、毎年約30%前後で推移しておりまして、平成30年度で申し上げますと31.03%ということでした。

◆11番（浅沼美弥子） 対象者の健診率でいうと約70%は健診をしていないという状況がありますので、健診しないという状況が予測されるわけです。新たな質問票を活用してフレイル予防につなげていくには、先ほども言いましたけれども、様々な場面で評価が実施されることが必要ですと答弁にもございました。75歳以上で健診を受けていない方の中には、私はいろいろ病気持っているので、定期的に病院にかかっているから、改めて健診は必要ないよというような方も相当数おられると思うのです。そういった方たちが通院時に健診ができるように医療機関等のご協力を得ることも必要だと思うのです。医療機関への説明というのはどのようになさるのでしょうか。

◎健康子ども部長（小川誠一郎） お答えいたします。

後期高齢者健康診査を委託しております医療機関につきましては、例年実施しております説明会や、医師の代表で構成されております成人保健専門部会の会議におきましてフレイルの健診説明を行う予定でございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 次に、そのほかに通いの場での健診ということで、そういうことが期待されているということでもございました。例えば印西市でいうと、いんざい健康ちょきん運動などの通いの場での健診の実施についてはまだ検討していないということだと思いますけれども、この点については質問しません。今のご答弁もちょっとニュアンスが違うのかなというところがございました。健診するお医者さんにはそこで説明するよということだったのですけれども、先ほど申しましたように、健診しない人の中には、ふだん病院通っているから健診しないよという人へのどういうふうにフォローしていくかということですし、またいんざい健康ちょきん運動の場でもそういった健診をしていけば、より多くの方にフレイルというものを認知していただきながら自分の健康状態、フレイルの状況を確認していただくという意味では、そういったことも活用していかなければ、ただやっているよだけではやっぱり残念な、いつも残念な数字になってしまうと思うのです。ですので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

それで、このフレイルにつきましても、これまでも様々な議員が取り上げておりますけれども、新たにこういったことが始まるということをしかりと認知していただく必要があると思いますが、その点についてどのように検討しているか伺います。

◎健康子ども部長（小川誠一郎） 市民の皆様へのお知らせというふうに解釈いたしまして、「広報いんざい」の3月15日号に折り込まれます保健センターだより、こちらにおきまして周知をするほか、後期高齢者健康診査の通知文の中でフレイル健診について記載して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） それでは、③の健診後の取組についてのお考えを伺います。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

健診後の取組につきましては、国保データベースシステムのデータから医療、健診、介護の情報と質問票等を分析し、個々のフレイル状態を確認することになります。また、この分析結果により、低栄養防止、重症化予防の取組や、重複、頻回受診、重複投薬者へ

の相談、指導などを行い、通いの場等の積極的なアプローチなどにつなげていくよう考えております。このように、高齢者の健康増進を図り、健やかに暮らせる社会としていくため、高齢者一人一人に対し、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施することは大変重要なことと認識をしております。市といたしましても、現在関係部署と調整をしている段階ではございますが、今後準備を進め、体制を構築していきたいと、このように考えております。

◆11番（浅沼美弥子） これから体制を整備するということですので、しっかりと行っていただきたいと思っております。

事業実施に当たりまして、きめ細かな保健事業と介護予防事業の実施が重要ということでお答えいただきましたけれども、そのための体制というのはどうなっておりますでしょうか。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

円滑に事業を行うために、関係する高齢者医療、健康づくり、介護の部門の3課でこれまで実施してきた保健事業、介護事業の内容を精査するとともに、事業を効果的に進めるための保健師等の専門職の配置についても検討いたしまして、実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

◆11番（浅沼美弥子） （3）に移ります。

脳ドック助成対象の拡大です。国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者以外の市民にも脳ドックの助成をしてもらえないかとの声が届きました。

①、実施している市町村の状況を把握していますか。

◎健康子ども部長（小川誠一郎） お答えいたします。

国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者以外の方への脳ドックの助成につきましては、我孫子市が40歳以上の5歳刻みの年齢で行っているというふうに伺っております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） ②、実施のメリット等についてはどのように認識されておりますでしょうか。

◎健康子ども部長（小川誠一郎） お答えいたします。

我孫子市におきましては、当該事業で受診された方の約1割に精密検査や治療が必要であるという所見が見られたと伺っております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 1割というのは結構高いなと私は思ったのですが。

③、助成制度の創設の考えを伺います。

◎健康子ども部長（小川誠一郎） お答えいたします。

脳の検診実施につきましては、現在のところ市独自の助成制度の創設は考えておりませんが、国から示されております指針等の動向にこれからも注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆11 番（浅沼美弥子） 反対に言うと、国からの指針がないからやらないというふうに、そういうふうに捉えたのですけれども、先週の会派代表質問の中でも印西市に脳梗塞の方、かなり人数多くなっているという答弁がございました。国からの指針がないからやらない、国保のほうではやっている、どういうふうに考えたらいいのかなと思います。

次に入りたいと思います。

○議長（板橋睦） 11 番、浅沼美弥子議員の質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

○議長（板橋睦） 再開します。

◆11 番（浅沼美弥子） 続きまして、2、被災者等支援の拡充についてに移ります。

地球温暖化に伴った災害の頻発化、激甚化は、今後も市民の生命、生活を脅かすことが懸念されます。現状の被災者支援策は十分か、弱者に寄り添った支援がされているか等を検討し、足りない支援策を整備していく考えがあるか伺ってまいります。

初めに、公的支援を受ける際に欠かせないのが罹災証明書です。被災者本人がけがをして窓口に行けない場合や、県外の子供等が申請を行う場合など、申請自体が被災者の負担になっています。大規模災害発生時に申請数が膨大になり、申請発行に遅れが生じた事例もありました。

そこで、（1）、罹災証明書のネット申請の導入を検討する考えはありませんか。

◎総務部長（古川正明） お答えいたします。

罹災証明書のネット申請につきましては、市川市で本年1月17日から受付が開始されましたが、被災者が市の窓口で足を運んで申請する必要がなく、市のラインアカウントや公式ウェブサイトを通じて遠方から曜日や時間に関係なく申請できるものであると伺っております。今後、効果等につきまして、先進地の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

◆11 番（浅沼美弥子） それでは、（2）、被災し住宅を失った市民で、宿泊場所を確保できないものに対して、応急的な宿泊所を提供できるよう検討してはどうかについてでございますが、昨年秋、台風15号からの一連の災害におきましては災害救助法が適用されましたので、千葉県による民間賃貸住宅の借上げの提供などが行われているのは承知しているところでございます。私が今回取り上げさせていただいたのは、この災害救助法等が適用されない場合です。例えば、これまで私12年間議員をやらせていただきましたが、この間に幾度か火災に遭われた方がいらっしゃいまして、その後一様に住宅確保にご苦労されておりました。応急的な宿泊所を提供できるよう市としてセーフティーネットを整えることは、市の責任かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

災害救助法が適用されない場合における応急的な宿泊所の提供につきましては、他自治体の状況を情報収集するなど、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆11 番（浅沼美弥子） さて、被災するのは個人だけではありません。市自体も大きな損害を受けることとなります。そういった観点から、（3）の住民避難保険への加入を検討

してはどうかに移りたいと思います。この保険なのですけれども、大手損害保険会社が全国市長会や全国町村会と共同開発した市町村向けの保険でございます。自然災害のうち、災害救助法が適用されなかった場合の避難所設置や、住民に配る飲食料品の費用、また職員の残業代等、住民避難にかかった費用が保険金として支払われます。自治体が費用負担を心配して予防的な勧告や指示の発動をためらうことがないようにする目的で2017年から提供をされているということです。2018年には400件の保険金が支払われております。加入状況を見ますと、昨年8月末で全国の市町村の2割に当たる約350市町村が加入しており、一年半で3倍に急増いたしました。全国の市町村が住民に出した勧告や指示の回数も年々増加をしております。総務省消防庁によりますと、全国で2013年度、合計417回が、17年度には915回に増加しております。ちなみに、昨年の台風15号等一連の災害時に印西市の職員が配置された時間を伺いましたところ、合計で5,791時間、人件費の合計は920万9,066円でした。災害救助法が適用されなかった場合には、人件費をはじめ、市の負担が膨らみます。大災害時代と言われる昨今、住民避難保険の加入を検討してはどうか伺います。

◎総務部長（古川正明） お答えいたします。

防災・減災費用保険につきましては、災害救助法が適用されなかった場合、かかる費用は全て市の負担となることとなります。そのようなことから、市が避難勧告等を発表したことによる避難所等に係る費用といたしまして保険金が支払われるものとなっております。加入につきましては、避難勧告等の発令の頻度や保険料等の当市の状況等を加味して、必要性を見極めながら検討してまいらなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 3、安全、安心をもっと。

（1）、独居高齢者等のための緊急通報装置についてでございます。

初めに、①、設置状況を伺います。

◎福祉部長（染谷豊） お答えいたします。

緊急通報装置の設置状況でございますが、令和元年12月末時点におきまして193名の方にご利用いただいております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） ②、成果と課題について伺います。

◎福祉部長（染谷豊） お答えいたします。

成果でございますが、独居高齢者や高齢者のみの世帯に緊急通報装置を設置し、体調が悪くなったときの救急車の要請、健康相談を行える体制を整えることによりまして、本人や遠方にご家族の不安の解消に寄与しているところでございます。また、利用実績でございますが、救急車の要請が平成30年度21件、令和元年12月末現在で15件、健康相談につきましては、平成30年度456件、令和元年12月末現在で269件となっております。

なお、緊急通報装置を利用する際には、有事の際に現状確認を依頼する協力員を2名お願いする必要があるとしまして、協力員の確保が課題となっております。



以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 独居高齢者等への不安解消のために役立っていることが分かりません。

③です。そこで、いすみ市なのですけれども、これまでの緊急通報装置から見守りあんしん電話装置へ切替えをいたしました。見守りあんしん電話事業というのは、自宅に設置された非常ボタンを押しますと、市が委託した警備業者が自動体外式除細動器、AEDを搭載した車両で駆けつけ、安否確認とともに、万一の場合、心肺蘇生の初期対応もしてくれる事業でございます。人感センサーも設置され、一定時間人の動きが確認されない場合なども駆けつけて同様の対応がとっていただけます。また、火災センサーも設置され、消防署への出動要請も行います。このような安全、安心をもっと高めるための機器を導入する考えはないか伺います。

◎福祉部長（染谷豊） お答えいたします。

当市におきましても、今浅沼議員からご紹介ございました、いすみ市と同様なサービスを検討した経緯がございます。しかしながら、警備会社のほうから市内全域に警備員を派遣することは困難であると、そういった回答を受けまして、サービスの均衡が図れないことから実施には至っていない状況でございます。しかしながら、利用者の安心、安全、これを高める対策につきましては今後も調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） そうですね。よろしく願いいたします。

次に、（2）に移ります。公園等に防犯カメラ等を併設した自動販売機の設置を検討できないかについて伺いたいと思います。

①、導入自治体事例を把握しておりますでしょうか。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

防犯カメラを併設しました自動販売機を設置している自治体につきましては、埼玉県のみじみ野市などが設置しているところを確認したところでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 必要な予算というのはどのようなものでしょうか。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

ホームページ等で他自治体の情報収集を行ったところ、公園での自動販売機の設置要件を付すことにより、行政のイニシャルコストやランニングコストを要さず防犯カメラ等を併設した自動販売機の導入を実施している事例がございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） そうなのです。非常にお金かからないで設置できる方法があるのです。

③、市内で設置に効果的な地域があるかお伺いいたします。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

公園内の犯罪行為の抑止や自動販売機の破壊行為を防止する効果が考えられますが、地域につきましては、有効性とプライバシー保護等も含め検証する必要があると考えております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） ④、導入について。

検討する考えはございませんか。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

防犯カメラの導入の検討に際しましては、地域の安全性の有効性とプライバシー保護等の問題を検証した上で、自動販売機と防犯カメラを併設した機器の導入を検討する必要があると考えております。現在、令和2年4月1日から令和7年3月末までの5年間に於ける市内都市公園の自動販売機設置申込みを開始していることから、現段階で防犯カメラ等を併設した自動販売機の設置は予定していないところでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） こういうのを残念な質問と言うのかもしれませんが、もう既に4月から5年間の契約をやるということなので、もうちょっと早ければよかったなど、質問をすればよかったなと思っているところでございます。5年後にはまた検討の余地がありますし、今回公園等と、など入れておまして、もう少し深くお聞きすればいいのですけれども、今回は公園のみで質問させていただきます。

続きまして、4の市民サービスの向上と行財政改革につきまして3項目伺ってまいります。

初めに、（1）、おくやみ窓口の設置についてです。家族が亡くなった後に遺族が行う手続は多岐にわたります、負担は大きくなっております。そこで、手続に必要な申請を手助けするおくやみ窓口を設置する自治体が増えております。当市にも設置するなど、市民サービス向上を図ることができないか。

①、当市における現状のサービス状況について伺います。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

当市の現状につきましては、本庁市民課、支所及び出張所において死亡届を受け付けした際に、死亡届出後の主な手続についてというチラシを配布いたしまして、亡くなられた方のご遺族が行うべく必要な手続のご案内をさせていただいているところでございます。ただし、死亡届のために来庁される方は葬儀業者の方が多いため、このご案内をご遺族の方にお渡しいただくよう窓口にてお願いしている状況でございます。その後ご遺族の方が市民課に来庁された場合には、先ほどのチラシを基に、市役所内での主な手続についてご説明をいたしまして、必要な担当課のご案内をさせていただいているところでございます。

以上です。

◆11番（浅沼美弥子） その用紙には9課から10課にわたっていろんな、回りながら申請書等を記入することになって、大変に負担だということだと思います。

②といたしまして、おくやみ窓口の具体的取組事例、様々な種類があると思えますけれども、把握しておりますでしょうか。

◎市民部長（岩崎博司） お答えいたします。

他県でおくやみ窓口を設置している市が複数あることは認識してございますが、設置の経緯や窓口で行っている業務など、自治体の状況に様々ございますので、詳細な取組内容等については今後さらに把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◆11番（浅沼美弥子） ③です。

市民負担の軽減への熱意と知恵こそ行政改革の源だと思えます。おくやみ窓口の設置に向けた、③、今後の取組について伺います。

◎市長（板倉正直） お答えいたします。

市民サービスの向上に向けましては、現在、市民課を中心に、関係各課の職員によりまして総合窓口の設置について検討をしておるところでございます。今後、総合窓口検討中の中で、ご質問のおくやみ窓口のような視点も取り入れながら窓口サービスの向上を図ってまいりたいと、このように考えております。

◆11番（浅沼美弥子） （2）、市税の使い道ポータルサイトの活用です。

千葉市が開設しております市税の使い道ポータルサイト。千葉市はこの仕組みを他自治体へ無償提供しているとのこと。これを活用することで行政コストの見える化、市民への税金の使い道への理解を深める取組ができるのではないかと思います、質問いたします。

①、市税の使い道ポータルサイトの概要を伺います。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

市税の使い道ポータルサイトにつきましては、市民が受ける公共サービスに税金がどのように使われているかをシミュレーションできるポータルサイトとなっております。内容につきましては、給食費や下水道使用料などの公共サービスに対し、利用者が負担する公共料金以外にかかっている行政コストを可視化することによりまして受益と負担を明確化しているものでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） ②、市や市民にどのような効果が期待できるでしょうか。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

市民に対する効果といたしましては、行政コストに対する料金が明確になりますので、どれだけの公的サービスを受けているかを一目で知ることができるものと考えております。また、市に対します効果といたしましては、行政コストを明確にすることによりまして、使用料、手数料設定等に関する事務指針に基づき、使用料、手数料の見直しの根拠とすることができるものと考えております。

◆11番（浅沼美弥子） ④、今後の活用についての見解を伺います。すみません。1個抜かしましたね。

◆11番（浅沼美弥子） 抜かしましたね。

③、活用における課題について、財政負担と、お伺いたします。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

財政負担につきまして千葉市に確認いたしましたところ、開発費用として約 260 万円かかっていることですが、更新作業は職員で行っているため、保守経費はかかっていないことをごさしました。作業負担につきましては、ホームページの更新は毎年となっておりますが、公表に当たり、データの抽出、入力及び調整にかなりの時間や労力が必要であるとの回答でございました。

◆11 番（浅沼美弥子） そこで、④、今後の活用についてのご見解を伺います。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました経費や作業負担等がございますので、活用につきましては調査してまいりたいと考えております。

◆11 番（浅沼美弥子） 続きまして、（3）の不用額についてに移ります。

不用額については、経費削減の執行努力による場合もあります。直ちに予算の執行が適切でなかったという見方をすることは適当ではありませんと言われております。しかし、不用額が発生する状況が例えば予算の過大見積りとなれば、本来必要な事業への予算配分への妨げとなることも考えられます。不用額に着目し、限られた財源が市民ニーズに応え、市民サービスの向上に最大限活用されるようにする必要があるのでないかと考えまして質問させていただきます。

①、不用額が生じる理由について伺います。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

不用額が生じる理由につきましては、幾つか考えられるところでございますが、競争入札を行った結果による差金や、予算計上時に見込んでいた事業の規模が実際の執行に当たり縮小したこと等によるものが考えられるところでございます。

◆11 番（浅沼美弥子） ②、不用額の状況を伺います。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

平成 30 年度一般会計決算におきまして、歳出予算現額に対します不用額は約 4.5%となっております。

◆11 番（浅沼美弥子） 不用額の推移ですね、ちょっと推移を伺っておきたいと思えます。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

一般会計決算におきます歳出不用額の推移につきましては、平成 26 年度は約 3.8%、平成 27 年度は約 3.6%、平成 28 年度は約 4.4%、平成 29 年度は約 5.6%となっております。

◆11 番（浅沼美弥子） ③です。

類似自治体あるいは近隣自治体等、比較したことってありますでしょうか。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

決算資料作成時に県内 37 市の財政力指数、実質収支比率、経常収支比率などの状況を調査し、比較しておるところでございますが、不用額につきましては特に比較はしていないといった状況でございます。

◆11 番（浅沼美弥子） ④、不用額が多い部、課等について伺います。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

平成 30 年度決算におきまして不用額が多い部につきましては、健康福祉部で約 5 億 1,000 万円、次いで企画財政部で約 3 億円となっております。課別で申し上げますと、財政課で約 3 億円、次いで保育課で約 2 億 9,000 万円となっている状況でございます。

◆11 番（浅沼美弥子） ⑤、不用額を減らす工夫は可能か。事業の予算編成時、不用額、決算実績を踏まえた見積もり等、そういった工夫は可能なのでしょうか。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

当初予算編成におきましては、過年度の執行状況を勘案した査定を行っておるところでございます。しかしながら、例えば競争入札となる工事や委託などにつきましては、予算執行には設計が基本となりますことから、単純に前年度の落札率で査定することは競争入札を阻害するおそれがあることから、難しいものと考えているところでございます。

◆11 番（浅沼美弥子） ⑥、今後不用額に着目した分析等を行う考えがないか伺います。

◎企画財政部長（酒井和広） お答えいたします。

不用額につきましては、決算審査特別委員会の審査資料といたしまして、歳出不用額に関する調べを提出いたしまして審査をしていただいております。審査におきましてご指摘を頂いたものにつきましては、次年度予算要求の参考にするとともに、予算編成方針により、要求額の査定に当たっては、過去の決算等の分析、検証を踏まえて、規模、単価等、積算基準を十分に精査した上で、多額の繰越しや不用額が生じることのないよう努めているところでございます。

◆11 番（浅沼美弥子） 5 の住宅街の街路樹整備と管理についてに移ります。

（1）、老朽化した街路樹に対する対応状況に課題はないか。

①、市民等からの要望、苦情はどのようなものか伺います。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

老朽化した街路樹に対する市民等からの要望につきましては、大きくなった樹木の剪定や枯れが進行した樹木の伐採等の要望がございました。

以上でございます。

◆11 番（浅沼美弥子） ②、住宅街における街路樹の伐採の状況を伺います。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

住宅街における街路樹の伐採の状況につきましては、枯れが進行した樹木や台風などの被害により傷ついた樹木について、安全確保のため、必要に応じ伐採を行っているところでございます。

以上でございます。

◆11 番（浅沼美弥子） ③、伐採後の課題について伺います。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

伐採後の課題といたしましては、樹種や大きさにもよりますが、補植の難しさや費用面などに課題があると考えているところでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 安全性を考慮して、木が腐ってしまって、台風とかで木が倒れてきた場合に危険だということで、20か所近く切り倒した地区があります。その後放置されたままでございます。整備が滞っている町として大変だらしくなく、切り株もそのまま、歩道の安全性にも問題が生じていると思うのです。それで、伐採後、街路樹整備の印西市としての基本的な考え方というのを伺いしておきたいと思っております。確認させてください。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

市といたしましては、老朽化等により伐採した街路樹につきまして、基本的には補植する考えでおりますが、市内の街路樹も経年的な成長に伴い必要な維持管理費が増加傾向となっておりますので、限られた予算の中で管理を行いつつ、状況を見ながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） 現状をしっかりと把握していただきまして、復旧に必要な財源、もう総額を出していただいた上で、きちんと毎年計画的に整備をするなりしていく必要があるのではないのでしょうか。次々老化していくわけです、木だって。そういうふうになったときに、何十年後印西市内の街路樹が悲惨な状況になっていたら困るわけですから、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、（２）、開発による住宅地の拡大に伴う街路樹整備の方針。宅地開発が進む当市におきまして、市も予測できない状況で住宅地が拡大している地域があるのではないのでしょうか。そういった地域の住宅地拡大に伴う街路樹整備の取組について伺いたいと思っております。

①、市民からの要望等ありますか。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

開発による街路樹整備につきましては、市民からの要望等はございませんでした。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） ②、これにつきましても整備方針と今後の取組について伺います。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

道路に整備する街路樹は、道路交通機能の確保を前提にしつつ、歩行者の安全性や都市部沿道における良好な生活環境などの確保を目的としており、主に市街地の主要な地区を連絡する幹線道路等の歩道において、必要性や維持管理面を考慮し、配置しているところでございます。そのようなことから、当該幹線道路等の整備が必要となる規模の開発におきましては、開発事業者のコンセプトを踏まえ、街路樹としての機能や維持管理面を考慮した整備となるよう、開発事業者と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆11 番（浅沼美弥子） これまで開発業者と協議しながら、きれいなまちづくりが進んできたかと思えます。住宅街の幹線道路に設置されている植樹帯におきまして、植樹帯はあるのですけれども、一部木が植えられていない箇所が見られます。これまで住宅がなかったので、余り気づかなかったみたいですが、こんなところにも住宅ができたのだというようにところに住宅が増えてまいりまして、近隣住民から植樹してもらいたいという声が届いております。そういった場所についての対応を伺います。

◎都市建設部長（川嶋一郎） お答えいたします。

植樹されていない植樹帯につきましては、費用面等に課題等はございますが、市民の要望や現場の状況等を確認いたしまして、補植を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆11 番（浅沼美弥子） 基本方針をしっかりと踏まえた着実な取組に期待をいたします。

終わりに、3月で退職されます職員の皆様、大変にありがとうございました。皆様のご健康、ご多幸を心からご祈念を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。